

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B)+(C)/(A)	
破 綻 先 債 権	平成 26 年度	200	126	74	100.00
	平成 27 年度	320	260	59	100.00
延 滞 債 権	平成 26 年度	7,623	5,623	1,386	91.94
	平成 27 年度	5,929	4,577	1,018	94.37
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	平成 26 年度	47	46	8	100.00
	平成 27 年度	36	31	8	100.00
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 26 年度	—	—	—	—
	平成 27 年度	279	52	60	40.76
合 計	平成 26 年度	7,872	5,795	1,469	92.29
	平成 27 年度	6,565	4,922	1,147	92.43

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1及び2を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1～3を除く）です。
5. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率（(B)+(C)/(A)）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸 倒 引 当 金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/(A)	貸 倒 引 当 金 引 当 率 (C)/((A)-(B))	
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	平成 26 年度	2,411	1,714	696	2,411	100.00	100.00
	平成 27 年度	2,658	1,890	767	2,658	100.00	100.00
危 険 債 権	平成 26 年度	5,509	4,084	798	4,882	88.62	56.04
	平成 27 年度	3,689	2,997	345	3,343	90.62	50.00
要 管 理 債 権	平成 26 年度	47	46	8	55	100.00	100.00
	平成 27 年度	315	84	69	153	48.49	29.78
小 計	平成 26 年度	7,968	5,844	1,504	7,349	92.23	70.84
	平成 27 年度	6,663	4,972	1,182	6,155	92.37	69.92
正 常 債 権	平成 26 年度	88,090					
	平成 27 年度	86,741					
合 計	平成 26 年度	96,058					
	平成 27 年度	93,404					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後（債却後）の計数です。



灘黒岩水仙郷と沼島